

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び 刑事訴訟法の一部を改正する法律案 要綱

一 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

- 1 刑法第 235 条（窃盗）の罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。2において同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、1年以上の有期拘禁刑に処すること。

（第 3 条第 1 項新第 13 号関係）

- 2 刑法第 256 条第 2 項（盗品有償譲受け等）の罪に当たる行為が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、1年以上の有期拘禁刑及び 50 万円以下の罰金に処すること。

（第 3 条第 1 項新第 16 号関係）

二 刑事訴訟法の一部改正

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の対象となる特定犯罪に、刑法第 235 条の罪、同法第 243 条の罪（同法第 235 条の罪に係るものに限る。）及び同法第 256 条第 2 項の罪並びに一 1 及び 2 の罪を追加すること。

（第 350 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号関係）

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行すること。

（附則関係）